

水稲作経営と営農志向 —山形県庄内地方の事例—

秋 葉 節 夫

1. はじめに

山形県庄内地方の水稲作経営では、これまで事例研究を通じて、機械化一貫体系の確立によって生じる余剰労働力を多様に配分することを通じて、「農家としての経済を確保する努力が払われている⁽¹⁾」と指摘されていた。しかし、低米価や農業の不利性の進行のなかで、一層の経営の合理化が求められている。そして、事実、有志共同による生産組織の展開が見られるわけである⁽²⁾。もちろん、ここでの生産組織は、「個別経営を補完するものとしての組織⁽³⁾」であり、それを構成する農家は、それぞれ独立した経営体であり、その意味で個別経営の独立性は維持されているわけである。したがって、共同化は、機械施設に関する共同利用組織や集荷施設の共同利用という形態をとっている。本稿でも、共同化については、以上の意味を含意している。

ところで、この共同組織は、過剰投資を避け、家族労働力の完全燃焼をめざした、個別農家の利益と判断されるかぎりでの共同化であり、「無償労働の原理」にもとづいた集団栽培とは異質である。そして、この共同化は、一方では、過剰投資の回避と、他方ではライスセンターの稼働ともあいまって、乾燥・調整の共同化の形態で進行した。また、その共同化は、乾燥・調整だけではなくて、コンバインの共同利用を梃子とした秋作業の共同化の方向で志向されてきている。もちろん、こうした共同組織の展開は一様なものではなく、個別事例で示すように、個別農家の経営上の利益となる条件が整ったところで始まり、継続することになる。それでは、その生産組織を通じた共同化はどのように展開しているのであろうか。その

点の一端を明らかにするために、以下のような手順を踏んで検討してみたい。

すなわち、2、庄内農業の現状。ここでは、庄内地方の農業の近年の概況を統計資料をもとに分析し、どのような営農志向が生じているかを明らかにする。3、「施設主導型」の生産組織。鶴岡市平京田集落を事例として取り上げ、その集落内での共同利用組織の展開を、ライスセンターを通じた共同化の方向との関連で明らかにする。4、「高速道路関連事業」と生産組織。同じく庄内地方に位置する酒田市漆曾根四区集落を事例として取り上げる。カントリーとともに、「高速道路関連事業」の実施と関わって共同利用組織の進展を検討する。こうして、全体として、庄内地方の稲作農民の営農の方向を検討するわけである。

2、庄内農業の現状

われわれが検討の対象とする山形県酒田市北平田地区、同鶴岡市京田地区を含む山形県庄内地方については、すでに多くの研究があり、そこで農業の現状についても言及されている⁽⁴⁾。したがって、ここでは、統計資料を用いて、課題に関わるかぎりでの検討をおこなってみたい。

まず、図表の掲示は省略するが、主要な農業機械の普及状況では、1975年を境にして、トラクター、田植機が総台数を増加させながら、同時に大型化してきていた。93年以降は調査が実施されていないが、これまでは大型化が示されていた。また、秋作業機としては、自脱型コンバインが同じく75年以降増加するとともに、大型化が進んだといえる。他方、それとセットになった乾燥機の循環型を中心とする普及が見られた。現在では、数字の上では正確には示せないが、ライスセンターへの加入から、総台数の減少が見られる。全体として、大型化・利便化が求められるとともに、省力化の方向が目指されてきたといえるであろう。

ところで、このような機械化一貫体系の形成は、10アール当り投下労

働時間を減少させることになるであろう。表1は、山形県の数字であるが、経営規模別水稲10アール当り投下労働時間を年次別に示したものである。85年から95年の10年間で、全体の労働時間は、55.3時間から35.2時間へと大幅に減少しており、とくに1.5ヘクタール以上層で平均以下の減少となっている。したがって、省力化の効果は、大規模農家層に現れていたということができよう。さらに、表2は、同じ10アール当り投下労働時間を作業別に見たものである。これによると、80年代以降、減少が進んだものの、90年代以降は減少が緩慢になっており、95年時点で見ると、労働時間は増加していることが解る。他方、種子予措、苗代、追肥などの時間はこれまで減少していなかったが、それも87年代以降は減少に転じている。現在では、すべての作業で労働時間の減少が見られる。つまり、機械化一貫体系の完成によって機械作業による労働時間の減少は終わり、また80年代半ば以降は、水稲作農業の条件が悪化したことによって、農業機械の更新を通じた大型化・高性能化が抑制された結果、労働時間の減少が頭打ちになっているということが示されるのである。

次に、表3によって、庄内の農業労働力編成の年次別変化を見ると、95年時点で一戸当りの家族員数がほぼ5人、世帯主夫婦と後継者夫婦、そしてその少数の子供という単純な直系家族が標準的な型として定着し、一戸平均1.4人程度の家族労働力が各家の農業生産の担い手となっていることが理解されるのである。また、臨時的受入労働力を見ると、減少したレベルで90年代以降は安定していることを見て取ることができる。つまり、臨時雇は、ある程度の安定を示しているのである。

さて、それでは、このように、一戸当り平均1.4人の家族労働力にもとづくものとして展開されてきた庄内の水稲農業は、どのような平均収量を示してきているのであろうか。この点を表4によって見ると以下の通りである。すなわち、10アール当り平均収量は、1985(昭和60)年以降600キロ前後の水準にあるが、内容的には、豊凶の揺れは大きく、95年時点では、庄内平均549キロとなっている。しかしながら、こうした水稲作の

表1 経営規模別水稲10a当労働時間(山形県:1985-1995年)
(単位:時間)

		30a未満	30-50	50-100	100-150	150-200	200-300
1985	家族	82.4	78.2	62.7	59.9	53.8	45.8
	雇用	7.9	2.2	0.9	1.6	1.1	0.1
	計	90.3	80.4	63.6	61.5	55.0	46.9
1990	家族	80.0	55.7	50.7	45.9	38.4	30.7
	雇用	-	1.1	0.2	-	1.3	1.8
	計	80.0	56.8	50.9	45.9	39.7	32.5
1995	家族		52.4	55.8	42.4	29.9	30.3
	雇用		1.5	1.0	0.5	0.7	0.4
	計		53.9	56.8	42.9	30.6	30.6

		300a以上	平均
1985	家族	44.2	54.3
	雇用	1.0	1.0
	計	45.2	55.3
1990	家族	29.5	38.8
	雇用	0.3	0.7
	計	29.8	39.5

		300-500	500以上	平均
1995	家族	25.4	28.4	34.7
	雇用	0.1	0.5	0.5
	計	25.4	28.8	35.2

注:『山形県農林水産統計年報』各年時所有の農産物生産費調査より作成。

表2 作業別水稲10a当り労働時間(山形県:1981-95年)
(単位:時間)

	種子予措 苗代	水田耕起 整地	基肥	田植	追肥	除草	灌排水管 理	防除
1981	8.7	5.1	2.8	8.3	1.4	5.9	8.8	1.3
1983	8.4	4.5	2.6	7.7	1.4	5.5	9.0	1.3
1985	8.1	4.4	2.3	7.2	1.5	3.8	9.1	1.0
1987	7.9	4.1	1.9	6.6	1.1	3.3	8.2	0.9
1989	7.2	3.8	1.9	6.2	1.2	2.3	7.1	0.8
1991	6.2	3.3	1.6	5.7	0.8	1.5	6.5	1.0
1993	5.9	3.0	1.1	5.2	1.0	1.2	6.0	0.9
1995	5.7	3.2	1.4	5.1	0.7	1.3	6.7	1.1

	稲刈脱穀	籾摺乾燥	生産管理	計	動力運転 時間	雇用
1981	15.5	5.1	-	62.9	16.2	1.2
1983	15.6	3.8	-	59.8	15.7	1.4
1985	14.2	3.7	-	55.3	16.0	1.0
1987	11.5	3.2	-	48.7	15.3	0.8
1989	10.7	3.1	-	44.3	14.7	0.8
1991	7.7	2.9	0.7	37.9	12.9	0.4
1993	5.4	2.6	0.9	33.5	11.9	0.2
1995	6.0	2.2	0.1	35.6	-	-

注:『山形県農林水産統計年報』各年次所有の農産物生産費調査より作成。

表3 農業労働力編成(庄内：1975-95年)

(単位：人)

	家族員数 (1戸当り)	農業専従主 従者数 (1戸当り)	年雇 実人数	臨時的受入労働力 (のべ人数)			計
				臨時雇	ゆい 手間替	手伝い	
1975年(セ)	136,792(5.1)	41,764(1.6)	86	181,131	106,859	9,590	297,580
1977年(県農)	133,151(5.1)	40,249(1.5)	71	105,754	53,775	-	159,529
1980年(セ)	128,814(5.1)	37,139(1.5)	42	62,562	20,262	4,614	87,438
1982年(県農)	122,736(5.1)	34,728(1.4)	-	57,352	17,012	-	74,369
1985年(セ)	119,304(5.1)	34,822(1.5)	57	55,939	9,761	6,205	71,905
1987年(県農)	114,802(5.2)	33,589(1.5)	-	59,173	-	-	59,173
1990年(セ)	107,824(5.2)	30,937(1.5)	47	43,560	3,685	8,138	55,383
1992年(県農)	101,558(5.2)	28,184(1.4)	83	35,686	-	-	35,686
1995年(セ)	93,199(5.1)	25,438(1.4)	128	38,512	10,437	-	48,949
増	1975-77	△ 3,641	△ 1,515	△ 15	△ 75,377	△ 62,674	△ 138,051
	1977-80	△ 4,337	△ 13,110	△ 29	△ 43,192	△ 28,899	△ 72,091
	1980-82	△ 6,078	△ 2,411	-	△ 5,210	△ 7,864	△ 13,074
減	1982-85	△ 3,432	154	-	△ 1,413	△ 1,046	△ 2,459
	1985-87	△ 4,502	△ 1,293	-	3,234	-	△ 12,732
	1987-90	△ 6,978	△ 2,652	-	△ 15,613	-	△ 3,790
	1990-92	△ 6,266	△ 2,753	36	△ 7,874	-	△ 19,697
	1992-95	△ 8,359	△ 2,746	45	2,826	-	13,263

注：『山形県の農業』各年次より作成。(セ)はセンサス、(県農)は山形県農業基本調査。

表4 水稻10a当り収量の推移(1985-95年)

(単位：Kg)

	酒田市	鶴岡市	庄内	山形県
1985	656	642	631	613
1986	633	620	610	604
1987	631	607	599	600
1988	601	589	576	536
1989	636	627	611	579
1990	620	613	600	582
1991	589	588	571	547
1992	591	618	581	576
1993	580	576	526	459
1994	609	633	612	615
1995	574	560	549	534

注：『山形県農林水産統計年報』各年次より作成。

収量のなかで、水稻作農家経済の悪化が著しい点は注意を要するところである。図表は揭示していないが、生産物価額は低迷しており、農業収入としても改善していない。また、労働費当り生産物価額と物財費当り生産物価額がともに低水準にあるわけである。そして、当然のことながら、この傾向は、小規模層において特に著しいのである。

ところで、表5を見てみると、生産物価額が80年代半ば以降低下していくなかで、一戸当りの現金収入は、特に90年代以降、300万円台に抑え

表5 水稲作と家計費現金支出との関係(山形県:1980-95年)

(単位:円)

年	水稲10a当り(3ha以上層)			水稲3.5ha層 1戸当り現金	2ha以上層家 計費現金支払 額(租税公課 を含む)	比 率
	主生産物価額	現金費合計	差 引	収入		
	(a)	(b)	(c=a-b)	(d=c×35)	(e)	(d/e)
1980	191,110	68,205	122,905	4,301,675	4,220,600	101.9%
1981	166,524	73,803	92,721	3,245,235	4,505,100	72.0
1982	186,389	75,662	110,727	3,875,445	4,502,500	86.1
1983	198,165	78,752	119,413	4,179,455	4,693,400	89.0
1984	209,562	82,836	126,726	4,435,410	5,289,900	83.8
1985	213,831	84,597	129,234	4,523,190	4,995,200	90.6
1986	197,263	79,416	117,847	4,124,645	5,134,800	80.3
1987	189,102	76,437	112,665	3,943,275	5,439,300	72.5
1988	181,763	77,751	104,562	3,659,670	6,023,900	60.8
1989	195,529	77,201	117,778	4,122,230	5,928,900	69.5
1990	181,583	75,999	105,584	3,695,440	6,460,200	57.2
1991	164,983	67,680	97,375	3,408,125	6,280,000	54.3
1992	170,663	66,344	104,319	3,651,165	6,299,900	58.0
1993	174,660	68,351	106,309	3,720,815	6,091,800	61.1
1994	166,102	72,881	93,221	3,262,735	6,848,300	50.6
1995	136,853	68,777	68,076	2,382,660	7,366,300	32.6

注:『山形県農林水産統計年報』各年次より作成。

水稲3.5ha層1戸当り現金収入は、農産物生産費調査により、3ha以上層の10a当り主生産物価額から10a当り現金費用合計(購入支払+償却)を差し引いた額に、単純に35を乗じて算出した。したがって自家飯米分は無視されており、生産物の全量が商品化されると見なされている。

2ha以上層家計費現金支払額は、農家経済調査により、2ha以上層の現金家計費額に租税公課諸負担額を加えて算出した。

込まれている。ところが、家計費現金支払額は、90年代以降は700万円台にまで上昇してきているのである。その結果、家計費充足率は、3ヘクタール以上層であっても、80年代以降100パーセントを割り込み、95年時点では、38パーセントとなっているのである。こうして、すでに述べた水稲作の労働時間の短縮とともに、家計費充足率の低下は、農家経営の維持が、水稲作以外の部門による下支えを必要としているということがいえるわけである。

そこで、この点についてプラス・アルファ部門、つまり複合部門の方向を見てみたい。これまで畑地をほとんどもたなかった庄内の水稲作農家にとって重要な位置を占めていた畜産については、例えば肉牛では、80年

代半ばまでは発展が見られたが、それ以降の上では減少に転じている。ただ、乳用牛、肉牛、豚、採卵鶏いずれも、飼養農家数は減少しながら一戸当たり飼養頭羽数の増加が見られる。つまり、水稲作農家と畜産農家への分化傾向が示されている。畑作では、山麓地帯のダイコン、庄内柿などすでに特産品としての地歩を得ている作物は、面積・収量ともにそれなりの数値を示している。また、施設園芸では、総数はなお少ないが、増加が見られ、商品価値の高いメロンも95年までは増加傾向が見られた。このように、水稲作以外の部門については、その部門に特化しなければ経営が成立しにくく、したがってプラス・アルファに進出する農家はその部門への比重を高めざるをえない。その意味で、少数の特定農家が複合経営をめざすことで、合理的な農家経営が志向されている。

さて、それでは、以上のような庄内農業の状況のなかで、農家各層はどのような動向にあるのであろうか。表6によって、経営規模別農家数を見ると、1975（昭和50）年には3.5ヘクタールにあった戸数増減の分岐点、つまり農民層分解の基軸が、その後高まり、95年には5.0ヘクタールに推移しているのが解る。こうして、現在では、5.0ヘクタール以上層の増加とそれ以下の規模層の減少が特徴的である。したがって、確かに、水稲作経営規模の拡大が水稲作農家の選択肢のひとつだとしても、その選択肢を現実にとれる農家の数は限られていることに注意しておかなければならない。このように、農地流動化が停滞しているのは、一方では土地高騰が農地にも及んで農地を購入しても経営が成り立つ採算をとれないこと、他方では米価の低下がその事態を深刻にしていることである。また、小規模農家が農地を所有したままで農外就労する形態が圧倒的であることにもよるのである。

もとより、こうした経営規模別農家数の変化の背後には、兼業化の動向が存在するわけである。表7は、専兼別農家数の変化を示したものである。これによれば、総農家数は75年以降、一貫して減少している。そのなかで77-80年では、専業農家と第一種兼業農家の減少、第二種兼業農家の

表6 経営規模別農家戸数の変化(庄内：1975-95年)

	販 売 農 家										計		
	例外規定	30a未満	30-50	50-100	100-150	150-200	200-250	250-300	300-350	350-400	400-500	500a以上	計
1975年(七)	90	3,467	3,028	4,627	3,103	2,759	2,506	2,310	4,534	241	26,725		
1977 (県農)	53	3,368	2,920	4,500	3,071	2,693	2,531	2,316	4,821		26,273		
1980 (七)	72	3,528	2,652	4,194	2,909	2,522	2,411	2,183	4,726	378	25,305		
1982 (県)	39	2,967	2,173	3,652	2,643	2,230	2,289	2,144	4,748	474	24,023		
1985 (七)	54	2,953	2,173	3,652	2,643	2,230	2,105	2,012	4,749	679	23,250		
1987 (県農)	55	2,649	2,057	3,463	2,555	2,090	2,055	1,856	4,677	828	22,285		
増1975-77	△ 37	△ 99	△ 108	△ 127	△ 32	△ 66	△ 35	6	46		△ 452		
1977-80	19	△ 110	△ 268	△ 306	△ 162	△ 171	△ 120	△ 133	283		△ 968		
1980-82	△ 33	△ 291	△ 281	△ 323	△ 168	△ 143	△ 122	△ 39	22	96	△ 1,282		
減1982-85	15	△ 14	△ 198	△ 219	△ 98	△ 149	△ 184	△ 132	1	205	△ 773		
1985-87	1	△ 304	△ 116	△ 189	△ 88	△ 140	△ 50	△ 156	72	149	△ 965		
	10a未満	10-30	30-50	50-100	100-150	150-200	200-250	250-300	300-350	350-400	400-500	500a以上	総計
1985年(七)	122		2,173	3,652	2,643	2,230	2,105	2,012	3,241		1,508	679	20,365
1990 (七)	34	79	1,768	3,178	2,321	1,937	1,850	1,730	1,587	1,288	1,592	1,089	18,453
1995 (七)	82		1,355	2,609	1,997	1,702	1,567	1,465	2,404		1,494	1,581	16,256
増1985-90	△ 9		△ 405	△ 474	△ 322	△ 293	△ 255	△ 282	△ 366		84	410	△ 1,912
減1990-95	△ 31		△ 413	△ 569	△ 324	△ 235	△ 283	△ 265	△ 471		△ 98	492	△ 2,227
													△ 2,643

注：『山形県の農業』各年次より作成。「七」はセンサス、「県農」は山形県農林基本調査。
 上段は旧定義、下段は新定義。

表7 専業別農家戸数の変化(庄内：1975-95年)

	専業		第一種兼業		第二種兼業		合計	
	販売	自給的	販売	自給的	販売	自給的	販売	自給的
	計	計	計	計	計	計	計	計
1975 (七)		1,483		11,574		13,668		26,725
1977 (県農)		1,793		11,233		13,278		26,304
1980 (七)		1,516		10,001		13,788		26,305
1982 (県農)		1,580		9,494		12,949		24,023
1985 (七)	1,464	1,600	8,825	13	8,838	10,076	2,736	23,250
1987 (県農)		1,735		7,977		12,573		22,285
1990 (七)	1,246	1,384	6,953	3	6,956	10,254	2,334	20,928
1992 (県農)		1,288		5,965		12,311		19,714
1995 (七)	1,154	1,293	5,590	18	5,608	9,522	1,872	18,295
1975-77		310		△ 341		△ 390		△ 412
1977-80		△ 277		△ 1232		510		△ 999
1980-82		64		△ 507		△ 839		△ 1,282
1982-85		20		△ 656		△ 137		△ 773
1985-87		135		△ 861		△ 239		△ 965
1987-90		△ 351		△ 1021		15		△ 1,357
1990-92		△ 161		△ 789		△ 258		△ 1,214
1992-95		△ 145		△ 357		△ 917		△ 1,419

(単位：戸)

注：『山形県の農業』各年次より作成。「七」はセンサス、「県農」は山形県農業基本調査。「自家農業」の概念による分類。

表8 被傭兼業種類別従事者数(庄内：1975-95年)

(単位：人)

	総数 (一戸当り)	恒常的 勤務	出稼ぎ	日雇 臨時雇	
1975年(七)	50,835(1.9)	21,239	9,219	20,380	
1977 (県農)	49,078(1.9)	21,974	6,303	20,801	
1980 (七)	48,562(1.9)	25,681	3,467	19,414	
1982 (県農)	45,939(1.9)	27,023	3,183	15,733	
1985 (七)	44,256(1.9)	28,985	2,494	12,777	
1987 (県農)	41,759(1.9)	29,518	1,911	10,330	
1990 (七)	40,351(1.9)	30,169	1,249	8,933	
1992 (県農)	39,144(1.9)	29,889	939	8,316	
1995 (七)	36,787(1.9)	28,825	525	7,437	
増	1975-77	△ 1,757	735	△ 2,916	421
	1977-80	△ 516	3,707	△ 2,836	△ 1,387
	1980-82	△ 2,623	1,342	△ 284	△ 3,681
	1982-85	△ 1,683	1,962	△ 689	△ 2,956
	1985-87	△ 2,497	533	△ 583	△ 2,447
減	1987-90	△ 1,408	651	△ 662	△ 1,397
	1990-92	△ 1,207	△ 280	△ 310	△ 617
	1992-95	△ 2,357	△ 1,064	△ 414	△ 879

注：『山形県の農業』各年次より作成。(七)はセンサス、(県農)は山形県農業基本調査。

増加となっていた。しかし、87-90年に、専業農家と第一種兼業農家の減少と第二種兼業農家の微増という傾向が示されたあと、90-95年では、すべて減少となっている。こうして、庄内において、水稲作の担い手は、現在のところ、第二種兼業農家が圧倒的多数であり、逆に、専業農家は一割を切っている状況である。ただし、確かに、90年以降では、減少に転じているものの、80年代以降では、専業農家が漸増していた点には注意が必要である。しかし、第二種兼業農家が依然として多く、兼業化は顕著である。さらに、「農業センサス」によって、被傭兼業別従事者数の変化を見ると次のようである。すなわち、75年以降、一戸当り兼業従事者数は1.9人であり、兼業種類別では、恒常的勤務の増加が見られた。しかし、90年以降はそれも減少に転じて、総数の減少とともに、農業からの離脱傾向が強まってきているように見える。

さて、以上の点を踏まえるならば、庄内地方における水稲作農業の展開は三つの方向をたどってきたものといえる。その第一は、水稲専作志向である。もちろん、現在では、米価の低下、土地の流動化の停滞などから、この志向の現実化は困難であるが、営農志向としては存在しているものと思われる。第二は、少数であるが、プラス・アルファに従事し、こうして水稲作以外の部門を発展させようとする複合経営志向である。そして、第三には、農外就労志向である。これは、農外収入に依存して家計を保持し、他方では、農業経営も維持していこうとする形態である。農業を取り巻く環境が厳しい現在、この農外就労志向が数の上では圧倒的になっていることはいままでもない⁽⁵⁾。

ところで、すでに庄内地方の事例研究において、「水稲作の機械化によって生じる余剰労働力を多様に配分することによって、その完全燃焼をめざし、農家としての経済を確保する努力が払われている⁽⁶⁾」と指摘されていた。つまり、余剰労働力の投入先は農業内あるいは農業外を問わず、さらにそこでは投下労働に見合った収入が目指されていたわけである。すでに述べたように、庄内農民の三つの営農志向は、この努力の帰結であったといえる。それでは、こうした農家経済はどのように展開していくのであろうか。厳しい農業環境のなかでは、農業収入だけで生計を維持していくことはほとんど困難である。低米価によって収入も抑制されているとすれば、生産費用の節減、つまりはコストダウンがめざされなければならない。そして、コストダウンとしては、各農家の個別利害に適合する共同化があげられる。この点では、農業生産組織も、「それぞれの個別農家の経営にとって利益となるかぎりでの結合⁽⁷⁾」という性格を帯びている。換言すれば、「個別経営にとって利益となるかぎりでの共同⁽⁸⁾」が進展するのである。そして、他方では、その共同化を進めることによって、農作業の省力化をはかり、そうしてまた余剰労働力を適正に配分しようとする。その意味では、個別経営を相互に守る共同としても現れるわけである。後述するように、共同化の契機自体は一様ではないが、しかし、個別農家の経営上の利

益となる条件がととのったところで共同が始まり、継続する。もちろん、その背後には、農業をめぐる状況が悪化し、農作業の共同も含めて、合理化、コストダウンの追求という個別農家の経営上の志向が働いているわけである。

3、「施設主導型」の生産組織

－鶴岡市平京田集落－

まず、鶴岡市京田地区に属する平京田集落をとりあげてみよう。平京田集落は、鶴岡市街の西方二キロメートルに位置する。国道7号線と国道112号線が集落に即して走り、そうして都市近郊農村の景観を呈している。2000（平成12）年時点で、戸数48戸、うち農家数は22戸の集落である。また後述するように、経営面積2ヘクタール以上の農家は全体の6割を占めている。つまり、水稲単作農家が大半である。それでは、この平京田集落が農業経営上どのような共同化を試みて現在に至っているかを見てみたい。

かつて、庄内平野を特徴づけた「部落ぐるみ」の水稲集団栽培は、当の平京田集落においても見られた。1967（昭和42）年には、国の農政事業としての「高度集団栽培促進事業」の指定を受け、20PSトラクター4台、高性能防除機3台を集落として共同所有し、その上で、催芽、苗代、耕耘、代掻、田植、防除を共同作業とするのがその内容であった。その際、集団栽培の実施単位は、28戸の農家を4つに班別編成したトラクター班であった。もとより、当の集団栽培は、その後解体することになる。はじめは、当の集団栽培は、トラクターの共同利用とともに、出稼ぎや人夫・日雇いなどの不完全燃焼の労働力を集落につなぎ止め、活用する形で発足した。ところが集団栽培の展開過程のなかで、稲作機械化一貫体系が形成され、そのような補助労働力を不要化する。つまり、集団栽培組織は、事実上、これまで補助労働力を提供していた小規模経営層の土地に対する、オペレ

ーターを勤める大規模経営層の組織請負という性格のものになっていく。しかし、それが依然として「部落の仕事」として低報酬であり続けるかぎり、「割に合わない」ということになるのである。こうして、一方では、稲作機械化一貫体系の形成と臨時的補助労働力の不要化、他方では「農外労働との矛盾」のなかで解体していったわけである⁽⁹⁾。ところが、平京田の場合には、集団栽培は解体するが、トラクター班という班編制は存続し、つまりはトラクターという農用機械を有志で共同所有する生産組織として再出発したわけである。ところが平京田の場合、単にトラクターの共同所有にとどまらず、その他の農用機械についても共同所有化し、さらには水稲作業の共同化の単位としても機能するという生産組織も現れた。トラクター班では、第4班であるが、まずその動きから述べてみたい。

「部落ぐるみ」の水稲集団栽培が解体するなかで、1974（昭和49）年、当の第4班を構成する5戸の農家、つまり表9のうち、（3）（4）（11）（18）（21）が「平京田農事組合法人」を結成した。その上で、春作業の耕耘、代掻、育苗、田植を共同作業化すること、同時に、コンバイン2台を共同所有して、秋作業の刈取、脱穀を共同作業にするものであった。この「平京田農事組合法人」が結成された根拠には、5戸の農家が経営規模で同質であったこと、他方では、当時その経営規模は零細であり、トラクター、田植機、コンバインの個別所有がコスト高であったことがあげられる。ともあれ、こうして、水稲作の共同作業が有志の形態をとって存続していくことになる。

ところがその後、1989（平成元）年、「平京田農事組合法人」は15年の活動を終えて解散することとなった。その理由は、すでに述べた水稲集団栽培の解体の時と同様に兼業深化にある。すなわち、法人を前提にすると、一人の人間が二カ所で就労しなければならない。つまり、農業内の作業が農外就労の足かせとなったのである。農外就労志向が高まれば高まるほどこの矛盾が顕在化する。そして、農外就労を優先して、法人を解散に追い込んだのである。しかし、後述するように、法人形態は解体したが、

農用機械の共同利用とそれに伴う水稲作の共同化は存続することになる。

それでは、以上のような経過を経て、現在の平京田集落の全体としての農業経営はどのような特徴を示しているであろうか。表9は、2000（平成12）年時点での農業経営状況である。全体の状況を見てみよう。この集落の農家は、経営面積が6ヘクタールから1ヘクタール未満にまで渡っている。受託農家は4ヘクタール以上層に見られるが、他方（3）（11）のように、2ヘクタール層にも見られる。委託農家は、農家番号（6）（22）の2戸だけである。このうち、（6）は、後継者が病気のため、臨時的に委託に出している。（22）は、作業委託である。経営規模の割には委託が少ないのは、後述するように、機械の有志共同所有と農作業の共同化がおこなわれ、したがって小規模農家が農業経営にとどまっているからである。

次に、その農業機械の所有状況についてであるが、すでに述べたように、水稲集団栽培以降のトラクター班が原型になって、多様な組み合わせが見られる。すなわち、aグループは、農家番号（3）（4）（11）（18）（21）の5戸で38PSトラクター2台が共同所有されている。bグループは、農家番号（10）（16）（17）の3戸で、33PSトラクター1台が共同所有されている。fグループは、（14）（15）（20）の3戸で、35PSトラクター1台が共同所有されている。dグループは、（1）（5）（8）（19）（22）の5戸で、38PSトラクター2台を共同所有している。しかし、トラクターの共同所有は見られるが、abdfグループのうち、aグループ（第4班）を除いて、春作業の共同は見られない。つまり、機械共同利用組織なわけである。田植機については、三つの共同所有グループが存在するが、トラクター班と重なるのはaグループだけである。すなわち、aグループは、6条植乗用2台を、（3）（4）（11）（18）（21）の5戸で共同所有している。また、田植作業もグループ（第4班）で共同におこなわれている。eグループは、（5）（19）（20）の3戸で、6条植乗用1台を共同所有している。cグループは、（14）（17）の2戸で6条植乗用1台を共同所有し、

鶴岡市平京田の農業経営状況(2000)

農家番号	水稲作		農用機械		水稲作の共同	プラスチック	兼業		
	所有面積 (a)	経営面積 a+b+c	トラクター	田植機				コンバイン	乾燥機
18	a	a	PS	条 8	条 6	石	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
9	527	631	a*38	a 6	条 4	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
4	401	527	a*38	a 6	条 4	*ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
21	380	441	a*38	a 8	条 6	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
17	386	430	b 33	a 6	条 6	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
13	385	386	b 33	c 6	条 3	*ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
5	365	365	a*35	e 6	e 5	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
14	352	※352	f 35	e 6	e 3	*ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
8	349	349	d*35	g 6	h 4	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
3	289	339	a*38	a 8	a 6	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
16	321	321	b 33	業者委託	a 3	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
11	232	292	a*38	a 8	a 6	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
12	260	260	35	a 8	a 3	45	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
1	223	223	d*35	5	h 4	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
20	191	191	f 35	e 6	e 5	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
10	135	135	b 33	5	h 4	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
19	122	122	d*35	e 6	e 5	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
22	68	※68	d*35	—	—	ラ	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
15	12	12	f 35	—	—	—	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
7	11	11	f 35	—	—	—	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		
6	300	300	—	—	—	—	妻=常、 主=常、 主=常、 嫁=常、 妻=常、 主=自営、 嫁=常		

注：2000年8月の聞き取りによる。農業機械欄のラは京田ライスセンターへの加入農家を示す。また、経営面積の※は、育苗・田植については、平京田第4班への作業委託、(14)農家への脱穀・調整の委託がおこなわれていることを示している。したがって、(22)独自では、耕起・代掻き・管理作業がおこなわれている。*は、2台所有、abcdefghは、共同のグループを示している。

田植作業も共同化している。ただし、この場合は、2戸が親戚関係にあり、その契機で共同化が実現したものであり、厳密な意味での有志グループとはいえない。さらに、コンバインについて見ると、三つのグループが存在している。すでに述べたaグループ（第4班）がコンバイン6条刈1台を共同所有し、刈取・脱穀作業を共同にしている。eグループは、田植機共同のグループに対応し、5条刈1台を共同所有するとともに、刈取・脱穀の共同作業がおこなわれている。hグループは、農家番号（1）（8）（10）の3戸で構成され、4条刈1台を共同所有するとともに、刈取・脱穀の共同作業がおこなわれている。

なお、以上のコンバインの共同所有グループは、京田ライスセンターの利用班に対応している。京田ライスセンターは、1985（昭和60）年に稼働を開始している。このライスセンターは、京田地区全体の水田550ヘクタール、農家数200戸余りのうち、350ヘクタール、130戸を対象としていて、乾燥、調整をおこなう施設で、直接的には利用者である農民が組織する「京田穀物乾燥調整施設利用組合」が管理・運営に当たっている。この施設の事業目的には、「農業機械の効率的利用」があり、「経営合理化を基本とした生産組織（共同利用組織）の育成をはかり、機械の効率的利用を行い、低コスト稲作を確立する⁽¹⁰⁾」となっている。

ところで、この「農業機械の効率的利用」は刈取から調整までの一貫した共同化の方向で進められ、その際、その共同化は集落ごとに利用班を設定するという形をとっている。この利用班では、7－8ヘクタールごとにコンバインを共同所有することになっている。もともと当初は、使用中のコンバインの償却の関係もあり、一斉に共同所有に転換するというにはならなかった。しかし、乾燥・調整にとどまらず、刈取・脱穀といったコンバイン作業の共同化が順次展開していくことになる。平京田の場合も、1985（昭和60）年に、すでに述べたような、三つの利用班が形成され、1987（昭和62）年頃から、当の利用班を主体としたコンバインの共同所有とそれを梃子とした、刈取・脱穀の共同作業が実現して現在に至ってい

る。ここには、共同化を推進するにあたっての「施設主導型」という性格を見てとることができるであろう。平京田集落の場合は、かつての「部落ぐるみ」の集団栽培におけるトラクター班が原型となって、その後のトラクター共同利用組織に再編され、それがさらに田植機共同利用の組織形成にも影響を与えた。この限りでは、共同化の契機は有志共同という農民の自発的な契機に負っている。他方、秋作業の共同では、すでに述べたように、ライスセンターの稼働開始とあいまって「施設主導型」として形成されたわけである。なお、すでに述べたaグループ（第4班）は、「平京田農事組合法人」が解散した1989（平成元）年に利用班に編入されている。

もともとライスセンターの導入に当たっての目標とされていた「経営の合理化を基本とした生産組織（共同利用組織）」は、刈取・脱穀・乾燥・調整という秋作業に限定されずに、そのねらいとしては、耕起から田植にいたる春作業の共同化にもあった。この点を考えてみれば、平京田の場合は、「施設主導型」の共同化のひとつの先行事例となるわけである。

それでは、以上のような全体的な状況のなかで、個別農家の営農意識はどのように展開しているであろうか。一件の事例を通して検討しておきたい。事例は（18）農家である。まず、受委託については、「自分は受託をやる気はない」。また「田を放す人がいると平京田のところにくる」ということがあるが、「今のところは現状維持で見ている」。経営目標は、「増収ではなくて、品質である。コストダウンも考える。例えば直播きなどもある」。兼業は「妻が常勤で出ている」。プラスアルファはシメジ1100箱。このシメジは「昭和56年からやっている。農閑期の収入源である」。「枝豆は二反。シメジと労力が重ならない。他にも条件を見て組み合わせたい」。共同化については、「今、個人で（機械装備を）する時代ではない」。もちろん共同化を続けていくことにも課題はあるが、「（共同化を）続けていかないと農業を続けていけないであろう」。以上のように、この（18）農家は、水稻作経営については現状維持である反面、条件があればプラスアルファの拡充を希望している。その意味ではプラスアルファ志向の農家

である。もちろん、プラスアルファを本格的には展開できないので、妻の兼業は不可欠である。それでも、それ以上兼業へは傾斜せず、農業内部での労働力の燃焼を志向している。すでに述べた「第4班」（5戸グループ）の1戸として、耕耘、代掻、育苗、田植、刈取、脱穀の作業を共同化している。共同化の維持には積極的で、むしろ共同化の展開のなかに自らの農業経営の存続を見ている。もっとも、「第4班」内部でも、兼業深化から「農業で行く人と行かない人に分かれていく」現状があり、このなかで「意見の合う人が集まっていく」新しい小規模の集団も構想している。つまり、「それぞれの個別農家の経営にとって有利と判断されたかぎりでの共同⁽¹²⁾」化が進展するわけである。いづれにしても、すでに述べた「施設主導型」の共同化に再編されていくなかで、水稲作経営を維持し、それにプラスアルファを加えた経営志向を展開するところに、この（18）農家の経営志向向上の特徴がある。

4、「高速道路関連事業」と生産組織

－酒田市漆曽根四区集落－

次に、酒田市漆曽根四区をとりあげてみよう。漆曽根四区は、酒田市の東方に位置し、戸数27戸、うち農家数22戸の集落である。この集落では、転作がらみで、大豆などの畑作もおこなわれているが、全体としては典型的な水田単作地帯である。また、この集落は、後述するように、経営面積2ヘクタール以上の農家が全体の三分の二を占めている。当然、水田単作農業が大半である。

その水田単作という特徴的な農業経営を進めてきた当の集落にあっては、現在厳しい現実と直面している。しかし、とくに、農業経営の困難という事態を越えて、それに対してどのような営農の方向が模索されているか。近年の動向のなかでそれをたどってみたい。酒田市では、1987（昭和61）年から三年間に渡って、市の単独事業として「稲作大規模経営モデル事業」

を実施した。これは、市が特定のモデル集落を毎年三集落づつ指定し、その指定した集落に三年間継続して各種の助成を与えるものである。助成の具体的内容は、農作業の委託側に流動化奨励金、離農給付金の上乗せ、委託料の10パーセント補助金などがある。他方、受託側には、小作料の10パーセント助成、近代化資金利子の2パーセント助成などがある⁽¹³⁾。もちろん、中核農家になれるものとそうでないものを、しかも集落自らが選り分けるということで反対の声もあったが、経営規模の拡大を希望する受託農家としては、受託料や小作料の補助は魅力であり、受入の希望がいくつか示された。漆曾根四区では1989（平成2）年、この酒田市からの働きかけに応じて、6戸の農家が「モデル中核農家」を希望し、その通りに指定された。表10での農家番号でいえば（3）（5）（17）（19）（25）である。この集落の場合には、「モデル事業」を受けたのは、当時、助成を得て受託面積を増やすということであったが、またその過程で全員が機械装備をすることはないのではないかと、つまり機械の有効利用、作業における役割分担も検討された。その結果、「モデル事業」の助成のうち、近代化資金利子の2パーセント補助を使って、（5）（25）のあいだでコンバイン1台の共同所有が実現した。そうして、一方では一件分増加した受託作業に対応した。また、他方では、（17）農家の田植機を更新せず、（5）農家に田植作業を委託するという形をとった。そのねらいとしては三割近いコスト低減で、経営の合理化をはかるというものであった。「部落ぐるみ」の集団栽培以後では、初めての共同化の試みであるが、形態としては有志共同の小グループであったといえる。

表示はしていないが、1998（平成10）年時点における漆曾根四区の農業経営状況を摘記してみよう。この集落の農家は、一般的に経営規模が大きい庄内地方のなかでも、相対的には水田所有面積が大きいといえる。そのため従来は受委託も数としては少なかった。しかし、水稻作経営の不利性の進行のなかで、受託農家と委託農家の分化が顕在化しはじめている。全体としては、三ヘクタール以上層に受託農家が存在する。しかし、農家

番号(10)に見られるように、二ヘクタール以上層でも委託に出している農家がある。(10)は、具体的には、高齢化による農作業の困難から委託に出している事情がある。また、農家番号(9)(23)は、それぞれ所有面積の100アール、40アールを作業委託に出しているが、農業機械の所有状況とも関わらせて判断しても、農作業への従事度はかなり低いといわざるをえない。

次に、その農業機械の所有状況であるが、農業機械の共同所有は、すでに述べたように、「モデル事業」を契機にして、5条刈コンバインを1台、(5)(25)の農家が実現している。他方、トラクターについては、32PS1台を(21)(24)農家が共同所有していた。しかし、この場合は、両者が親戚関係にあり、過剰投資回避の理由から共同利用がなされている。したがって、厳密な意味での有志共同ではない。

さて、ところで、1994(平成6)年に、平田第一カントリーが稼働を開始している。この平田第一カントリーは、中平田、北平田地区全体の水田1200ヘクタール、農家数580戸余りのうち、600ヘクタール、280戸を対象として、乾燥、調整、貯蔵をおこなう施設である。その運営は、利用者である農民が組織する「平田第一地区穀類乾燥調整貯蔵施設利用組合」が当たっている⁽¹⁴⁾。この平田第一カントリーの場合には、京田ライスセンターのように、明示的に、事業目的に「生産組織(共同利用組織)」を通じた「農業機械の効率的利用」を示してはいない。しかし、集落ごとに利用班が設定され、その利用班ごとに刈取面積がとりまとめられている。したがって、単に施設を利用するというだけではなくて、利用班ごとに経費の節減がめざされ、農業機械の共同利用組織はある意味では当然のこととして含意されている。しかし、1998(平成10)年時点では、平田第一カントリーには、25戸の農家のうち、9戸が加入している。全体としては、4ヘクタール前後の農家は、乾燥機を装備して個別に作業をし、それ以下層ではカントリーに加入するという傾向を示している。つまり、こうした形態で、個別の作業グループとカントリー・グループに分かれて固定化する

るという様相を示していた。

この98年の段階では、カントリーの稼働にもかかわらず、水稲作の共同作業は皆無であった。しかしながら、農業の不利性の一層の進行のなかで、共同化の契機は形成されつつあり、既述の「モデル事業」への取り組みや、カントリーへの加入もその現れのひとつである。「これからは、コンバイン、乾燥機を更新する人はいないであろう」、「秋作業なら共同化の可能性はある⁽¹⁵⁾」(⑤農家)という声に代表されるように、農業機械の小規模な共同利用組織が形成される基盤は成熟してきているのである。後述するように、この契機は、条件のあるところで発現してくるのである。その具体的な条件は、「高速道路関連事業」の実施である。

この「高速道路関連事業」は、正式には「高速道路関連特別用地対策」と呼ばれ、1992(平成4)年から1998年(平成10)年まで実施された事業である。その内容は、「東北横断自動車道酒田線および東北中央自動車道(以下「高速道路」という)建設にともない、高速道路用地として農地または林地を提供した農林家で、提供後においても農林業を継続しようとするもの(以下「被買取農林家」という)の農林業経営近代化と生活の安定をはかるための営農対策の実施」をはかるものである。具体的には、①園芸近代化施設整備事業、②畜産近代化整備事業、③農業機械化施設整備事業、④農畜産物集出荷施設整備事業、⑤養蚕近代化施設整備事業、⑥特用林産物生産施設整備事業、⑦林業機械整備事業、がある。漆曾根四区が属する酒田市北平田地区でも、この高速道路が横断し、したがって当地区の場合には、1995(平成7)年から1998(平成10)年までの三年間、「高速道路関連事業」が適用された。ところで、この事業には、「実施基準」があり、それによれば「共同で利用する営農施設等については、その施設の利用者が原則として5戸以上であって、当該利用者の二分の一以上が被買取農林家で占められていること⁽¹⁶⁾」である。要するに、5人以上のグループで組合を作り、そのなかに「被買取農林家」、つまり、地権者が半分いればよいという要件である。そして、北平田の場合には、とくに③農業

機械化施設整備事業に取り組み、コンバインを中心とした農業機械の共同所有に参加した。なお、同事業の「補助金交付規定」によれば、農業機械購入「経費の100分の50に相当する額」が補助される。加えて、酒田市が独自に、この事業に上積みし、5パーセントの補助をつけている。合計55パーセントの補助となっている。

以上の「高速道路関連事業」は、生産組合を通じて検討され、漆曾根四区でも、様々な組み合わせで機械共同利用が現れた。表10は、2000（平成12）年時点での、農業経営状況の一覧である。まず、トラクターでは、（1）（3）農家が32PS 1台、（12）（24）農家が42PS 1台、（20）（21）農家が、32PS 1台の共同所有である。次に、田植機では、（1）（3）農家が6条植乗用型を1台共同所有している。「高速道路関連事業」では、これらの台数を超えた導入が可能であったが、実際には希望はなかった。つまり、春作業の機械共同利用は、現在のところ困難があるということである。なお、田植機については、（5）と（14）農家は8条植乗用型をそれぞれ1台個別に更新しており、（22）（24）農家は、6条植乗用型をそれぞれ1台更新している。ただし、この更新は「高速道路関連事業」とは関連がない。

それに対して、コンバインの更新はすべて共同所有である。すなわち、漆曾根四区の水田面積は66ヘクタールであり、「高速道路関連事業」ではコンバインは6台しか導入できない。そこで、生産組合を通じて、10ヘクタールを用途に農家の組み合わせをおこなってみたわけである。すなわち、（1）（3）農家が4条刈1台、（5）（9）（25）農家が5条刈1台、（12）（19）（24）農家が5条刈1台、（13）（14）農家が5条刈1台、そして、（21）（22）農家が5条刈1台の共同所有である。

さて、以上のように、この事業を通じては10グループ、計14農家が農業機械の共同利用に踏み出した。そして、コンバインの共同利用が顕著であり、このコンバインの共同所有には、刈取作業の共同化が付帯した。計14農家ででの共同刈取という秋作業の共同化が実現している。もちろん、

沼田市漆曽根4区の農業経営状況 (2000)

農家番号	水稲作				農用機械				水稲作 ブラス アルフ ア	兼業
	経営面積 a+b+c		作業面積 a+b+c+d+e		トラクター		コンバイン			
	所有面積 (a)	受託 (b)	委託 (c)	受託 (d)	委託 (e)	台数	台数	台数		
5	380	a	a	a	a	PS	条	条	石	主=臨時、妻=常
17	450	220	620	280	a	41	8	6040	大豆	主=臨時、妻=常、長=常、妻=臨時
14	310	200	670		a	30	6	50	大豆	主=臨時、妻=常、長=常
25	350	160	510		a	52	8	3240	大豆	主=臨時、妻=常、長=常
12	440		510		a	32	6	50	大豆	主=臨時、妻=常、長=常
19	400		440		a	42	6	50	大豆	主=臨時、妻=常、長=常
13	380		400		a	32	6	40	大豆	主=臨時、妻=常、長=常
21	370		380		a	32	6	40	大豆	主=臨時、妻=常、長=常
22	350		370		a	32	6	40	大豆	主=臨時、妻=常、長=常
20	340		350		a	32	6	40	大豆	主=臨時、妻=常、長=常
18	330		340		a	32	6	40	大豆	主=臨時、妻=常、長=常
24	320		330		a	32	6	40	大豆	主=臨時、妻=常、長=常
1	310	60	320		a	42	6	40	牛7頭	主=臨時、妻=常、長=常
11	200		370		a	32	6	40	牛7頭	主=臨時、妻=常、長=常
3	220		320		a	22	6	40	牛7頭	主=臨時、妻=常、長=常
26	220		260		a	22	6	40	牛7頭	主=臨時、妻=常、長=常
4	180		220		a	22	6	40	牛7頭	主=臨時、妻=常、長=常
2	140		220		a	22	6	40	牛7頭	主=臨時、妻=常、長=常
9	100		180		a	22	6	40	牛7頭	主=臨時、妻=常、長=常
23	40		140	100	a	22	6	40	牛7頭	主=臨時、妻=常、長=常
10	300	300	40	40	a	-	-	-	牛7頭	主=臨時、妻=常、長=常
6	130	130	0	0	a	-	-	-	牛7頭	主=臨時、妻=常、長=常
16	60	60	0	0	a	-	-	-	牛7頭	主=臨時、妻=常、長=常
15	20	20	0	0	a	-	-	-	牛7頭	主=臨時、妻=常、長=常

注：2000年8月の聞き取りによる。農用機械の歩は、歩行型、ラは平田第一カントリー加入農家を示す。また、abcdeighは、農用機械の共同のグループを示している。

こうした動きについては「補助金がらみでできており、将来どうなるかわからない⁽¹⁷⁾」(⑤農家)という当事者の評価もある。しかしながら、これまで、農業機械に対しては補助がなかったのに対して、「高速道路関連事業」では55パーセントの補助がつき、そうして地権者用件はあるものの、それをクリアすれば補助が実現するという仕組みなわけである。他方では、そうした誘導はあるものの、小規模な共同利用の有志組織が複数実現したということなわけである。すでに述べたように、この「高速道路関連事業」は、単なる外的要因であっただけではなく、漆曾根四区において、生じていた農業機械の共同利用、それを通じたコストダウン、省力化の契機のキッカケとして作用したのである。換言するならば、「高速道路関連事業」という事業がらみではあるが、それを個別農家の利益という合理的判断から、有利と理解し、その受け皿として小規模な機械共同利用組織を形成したわけである。その意味でも、以上の共同化は、当の集落の農民の、農業経営上の合理的判断の帰結として見ることができるのである。

5、おわりに

以上見てきたように、山形県庄内地方は、従来、水田単作地帯として、したがって水稲作を中心とした農業を営んできた。しかし、減反政策以降の農政の展開、また低米価政策のもとで、こうした水稲作を中心とした農業には大きな変更が迫られてきている。従来のように水稲専作という農業経営を維持できる農家はごく少数である。

すでに述べたように、庄内農民の営農志向には、水稲専作志向、複合経営志向、農外就労志向の三つの方向が見いだされた。多くの農家は農外収入を求める兼業化に踏み出さざるをえない状況にある。したがって、多くは農外就労志向であり、水稲作を基礎としてプラスアルファを取り入れる複合経営は数としては少数である。また、水稲専作志向は、可能性としての営農志向である。要するに、農外就労を中心として、自らの経営形態に

応じた就業構造を取らざるをえない農家の現実があるわけである。

ところで、どの営農志向にあっても、農業経営を自らの生計の基幹におくかぎりでは、当の農業経営の合理化を推し進めることが不可欠である。そして、経営の合理化ということでは、農業機械の共同利用組織化、および農作業の共同化によるコストダウン、省力化が目指されていたわけである。以上の二つの事例からは、次の点が明らかである。すなわち、庄内地方の場合、「部落ぐるみ」の集団栽培以後は、機械化一貫体系にもとづく農作業の個別化が進んだが、80年代以降は、少数ながらコストダウンを目指した少人数の有志による機械共同が見られた。そして、そこにライスセンターの稼働とあいまって乾燥・調整の共同化が実現する。その共同化は、乾燥・調整だけでなく、刈取・脱穀といったコンバインの共同利用を梃子とした秋作業の一貫した共同化の方向で進められる。鶴岡市京田地区の場合には、1985（昭和60）年以降、平京田集落の場合には、1987（昭和62）年以降になって、当の共同化は実現することになる。もっとも、すでに述べたように、ライスセンターの導入は、刈取・脱穀、乾燥・調整に限定されず、そのねらいは、耕起から田植にいたる春作業の共同化にもあった。したがって、平京田の場合には、その形態が「部落ぐるみ」の集団栽培のトラクター班を原型としているにしても、それが少人数単位で再編され、他方では部分的に田植機の共同利用をも取り込みながら、そうしてライスセンターのコンバイン利用班と重なっていくかぎり、当のねらいを先取りしていたわけである。こうして、京田地区の場合には、ライスセンターという「施設主導型」の共同化のなかに再編されて、春作業の共同化にも踏み出しているわけである。この意味で、平京田集落の場合には、こうした動きに乗ったひとつの事例ということができるわけである。

他方、北平田地区の場合には、カントリーの稼働が1994（平成6）年であり、また、京田地区と同様に利用班編成をとっているとはいっても、農業機械の共同利用組織化は明示的には示されていない。ただし、コンバインの共同利用組織化は進んだ。その意味では、平京田集落のように、

「施設主導型」として秋作業の共同化が進んだわけではない。しかしながら、そうはいつでもすでに見たように、合理的経営の判断の観点からの機械共同利用への契機は顕在化しており、それに「高速道路関連事業」の補助事業が対応したわけである。そして、重要なことは、単に補助事業によって、農業機械の共同化がおこなわれたわけではなくて、コンバインの共同利用には、刈取作業の共同化が付帯したということである。つまり、キッカケとなる要因はあったとしても、漆曾根四区の場合には、農民自らが、自らの経営利害にとって、農業機械の共同利用と共同作業を有利と判断したということである。現在はまだ、加入率は高くはないが、カントリーの運営が軌道に乗って、加入率が高くなるにつれて、利用班としての内実を得ていくものと思われる。

さて、以上のように、農業機械の共同利用組織、そしてそれに伴う農業の共同化の内実は一様ではなく、個別農家の経営上の利益となる条件がととのったところで、共同化が始まり、継続する。しかしながら、少人数による有志共同の組織化は、今後一層展開するものと思われる⁽¹⁸⁾。

注

- (1) 細谷昂・小林一穂・秋葉節夫・中島信博・伊藤勇『農民生活における個と集団』御茶の水書房、1993年、239頁。
- (2) 小林一穂『稲作生産組織と営農志向』多賀出版、1999年、第三章「有志共同組織の展開と営農志向の多様化」、第五章「稲作生産組織の現状と営農志向の変容」を参照されたい。
- (3) 伊藤忠雄『現代農業生産組織の経営論』農林統計協会、1991年、11頁。
- (4) 近年の動向については、小林一穂「東北社会における農業・農村の変容と展開—山形県庄内地方の事例をもとに—」『社会学年報』第26集、東北社会学会、1997年、また、小林一穂、前掲書、があげられる。
- (5) 徳川直人は、「経営を維持しようとするときありうる典型的な営農志向」として、二つを推測している。すなわち、「専業は比較的に大規模な経営に後継者がいる場合にかぎられ、農外就労志向がすでに全般的な基底となっており、その上で (a) 一名の専従者を確保して水稲作の維持ないし拡大と転作に取り組み、他の家族員は農外就労する志向、(b) 主な働き手が総農外就労しながら農業は水稲作に限定する志向」(徳川直人・相沢出・劉章旗「庄内地方における営農志向の現況と農村社会—酒田市生産組合長に対する第三次『営農志向調査』から—」『社会学研究』第69号、東北社会学研究会、2001年、186-87頁)である。農外就労志向が圧倒的な現在、こうした志向の分化は見られるが、志向それ自体としては既述の三類型が現在でもあるとわれわれは判断している。

- (6) 小林一穂、前掲書、267頁。
- (7) 小林一穂、前掲書、271頁。
- (8) 小林一穂、前掲書、271頁。
- (9) 菅野正・田原音和・細谷昂『稲作農業の展開と村落構造—山形県田川郡京田村林崎の事例—』御茶の水書房、1975年、330頁。
- (10) 「京田穀物乾燥調整施設設計画書」鶴岡市農業共同組合、1985年、3頁。
- (11) 2000年8月の聴取調査から。
- (12) 細谷昂・小林一穂・秋葉節夫・中島信博・伊藤勇、前掲書、243頁。
- (13) 「稲作大規模経営モデル事業のあらまし」酒田市農水産課、1987年、2頁。
- (14) 「JA庄内みどり平田第一地区籾乾燥調整貯蔵施設」JA庄内みどり、1994年、1頁。
- (15) 2000年8月の聴取調査から。
- (16) 「高速道路関連特別用地対策」山形県、1992年、26頁。
- (17) 2000年8月の聴取調査から。
- (18) 今後は、こうして成立をした共同組織が、単なる機械利用組織にとどまるのではなくて、請負耕作を含めた地域農業の担い手になっていくかどうかということが問題になろう。この意味では、徳川直人らの「小集団営農」（徳川直人・相沢出・劉章旗、前掲論文、207頁）という提起は興味深い。